

医薬総発 0415 第 2 号
令和 6 年 4 月 15 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公 印 省 略)

「薬事法の一部を改正する法律附則第 12 条に規定する既存配置販売業者の
配置員の資質の向上について」の一部改正について

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則第 10 条に規定する既存配置販売業者は、同法附則第 12 条において配置員の資質の向上に努めなければならないとされており、当該規定等を踏まえ、既存配置販売業者の配置員に対する講習・研修等の方法について「薬事法の一部を改正する法律附則第 12 条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」（平成 21 年薬食総発 0331001 号平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省医薬食品局総務課長通知。以下「平成 21 年通知」という。）によりお示ししているところです。

今般、研修の実施状況等を踏まえ、遠隔講座・通信講座に係る取扱いを見直し、平成 21 年通知を別紙のとおり改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管内関係団体、関係機関等への周知をよろしくお願い申し上げます。

薬事法の一部を改正する法律附則第 12 条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(4) 講習、研修等の形式</p> <p>講習、研修等は、講義（座学）形式を基本とすること。ただし、講習、研修等の内容及び実施に係る諸事情（講習・研修会場や講師の事情等）により講義（座学）形式にて行うことが困難な場合には、講義（座学）形式と遠隔講座・通信講座を組合わせて行うことでも差し支えないこと。<u>なお、講義（座学）以外の方法で実施する場合は、講義（座学）と同等程度に受講者の研修状況や理解度を確認できる必要がある。</u></p>	<p>(4) 講習、研修等の形式</p> <p>講習、研修等は、講義（座学）形式を基本とすること。ただし、講習、研修等の内容及び実施に係る諸事情（講習・研修会場や講師の事情等）により講義（座学）形式にて行うことが困難な場合には、講義（座学）形式と遠隔講座・通信講座を組合わせて行うことでも差し支えないこと。<u>この場合において、遠隔講座・通信講座の時間数が講義（座学）形式の時間数を超えないこと。</u></p>